

平成24年度事業報告

自 平成24年4月1日

至 平成25年3月31日

当会は法人会の基本指針である「健全な納税者の団体」「よき経営者をめざすものの団体」「地域社会に貢献する団体」の趣旨に沿い、公益社団法人としての2年目を迎え会員各位の積極的なご協力を得て、企業並びに地域社会の健全な発展を図るため、活発な各種事業活動を展開することができました。

これもひとえに、会の趣旨に賛同いただいた多くの会員各位の皆様、日野税務署並びに関係諸団体の格別なるご支援、ご協力の賜物であると感謝いたします。

以下、その概要をご報告いたします。

1 税知識の普及を目的とする事業

本部関係では、新規設立法人を対象とした新設法人説明会、決算期を迎える法人を対象とした決算法人説明会、法人税や消費税の申告書の書き方を目的とした法人税消費税講座、e-Tax体験セミナーなどを開催し、25回計373名、支部関係では法人税の事例研究や税制改正等をテーマとして、支部合同開催も含め14回217名、女性部会、源泉部会では、合わせて6回128名、全体では45回718名のご参加いただきました。

2 納税意識高揚を目的とする事業

租税教育としてのメイン事業「第5回ぜいきんウォークラリーinよみうりランド」を8月4日開催、夏休み中の小学生・幼児及び保護者合わせて644名をよみうりランドへ招いて、税金教室並びに税金クイズのウォークラリーを実施、税の大切さを学びました。

また、1年間を通じて日野市内の小学1年生1,439名を対象に動物(ポニー)とふれあう教室を開催し、日野市の教育予算の紹介パンフレットと税のクリアファイルを配布しました。広報活動では会報「ふれあい」を6回発行、法人会活動状況や、税制の動きなど会員にとって貴重な情報を提供致しました。

地区関係では、日野地区、稲城地区では11月の「税を考える週間」事業に協賛し、日野税務署、東京税理士会日野支部等の協力を得て、管内で開催された日野市産業まつりやIのまちいなぎ市民まつりに積極的に参加、税のなんでも相談や大人や子供向けの税のクイズ、1億円重さ体験などを実施、クイズ解答者には花鉢やノートを進呈、税のパンフレット配布など税金のPR活動を行いました。多摩地区では、4月に東日本大震災復興支援を兼ねて開催されたせいせき桜まつりに初めて参加、公園内に設置されたテント内にて、大人や子供向けの税のクイズ、1億円重さ体験等を実施、クイズ解答者には花鉢やノートを進呈、税のPR活動を行いました。

青年部会では、租税教育活動セミナーや管内の小学校4校の6年生を対象に租税教室を開催、部会役員が講師を務め消費税を中心に税金について学びました。

女性部会では、第3回税に関する絵はがきコンクールを7月～8月にかけて実施いたしました。教育委員会を通じて、日野、多摩、稲城の小学生約2万人に応募用紙を配布し実施しました。その結果、165名の児童から応募がありました。

厳選なる選考の結果、各賞と入選を含め13名の児童が受賞され、1月8日の新年賀詞交歓会の席上にて、賞状と記念品を贈呈いたしました。

なお、応募された全作品は京王線高幡不動駅南北自由通路や、3市の市役所等に展示し市民の方々に広く公開させていただきました。

3 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

公益財団法人全国法人会総連合主催による、今年度の法人会全国大会・北海道大会は、10月11日釧路市民文化会館で開催、平成25年度税制改正に関する提言が決議され、各政党及び関係機関にその実現を強く要望しました。

主な提言内容につきましては、社会保障と税の一体改革と今後のあり方、経済の活性化と中小企業対策、国と地方のあり方、環境問題に対する税制上の対応、納税環境の整備、租税教育の充実などP12～P24に記載させていただいております。

今回の改正では、事業承継税制、交際費課税をはじめ、法人会の要望事項が広く改正に盛り込まれ、実現する運びとなりました。

青年部会、女性部会では、それぞれ全国青年の集い「宮崎大会」や全国女性フォーラム「群馬大会」に参加いたしました。

また、財務省主税局資産税担当者と事業承継税制に関する意見交換会を開催いたしました。なお、昨年に引き続き全法連・東法連主催による税制委員セミナー、税制講演会には税制委員が出席いたしました。

4 地域企業の健全な発展に資する事業

本部関係では、簿記のしくみを基礎からマスターすることを目的として10日間にわたり初級簿記セミナーや経営セミナーとして多摩信用金庫から講師を招き、ネットワークで結ぶ地域企業への支援と題し講演いただきました。

また、中小企業整備基盤機構と共催して、中小企業啓発普及セミナーを開催いたしました。部会関係では、女性部会ではアンチエイジングセミナー、源泉部会では危ない会社の見分け方、健康保険の給付と手続き、2時間で学ぶ採用業務の極意などをテーマとした研修会を開催いたしました。

5 地域社会への貢献を目的とする事業

昨年に引き続き、東京都環境局並びに社団法人東京法人会連合会と提携して、中小規模事業所を対象とした「地球温暖化対策報告書制度」へ取り組み、会員企業167社(昨年120社)から報告書の提出をいただきました。

また、日野市で推進している「ふだん着でCO₂をへらそう」啓発活動に女性部会が中心となり、日野市環境フェアへ参加いたしました。

1月8日には経済学者・嘉悦大学教授の高橋洋一氏を講師に招き、「日本の政治経済の状況について」と題し新春講演会を開催いたしました。

「税を考える週間」に協賛して税務関係6団体主催による署長講演会を開催、国税組織の現状とメンタルヘルスと題し山下日野税務署長に講演いただきました。

また、がんの理解を深めるチャリティーイベントとして、ともに歩き、分かち合い、称えあう24時間歩き続けるいのちのリレーウォーク「リレー・フォー・ライフ・ジャパン in 日野」の事業に役員、会員合わせて120名の方々にご参加いただきました。

地区支部関係では、市長講演会を地区別に開催、地方自治体が抱えている現状や将来のあるべき姿などについて講演いただきました。

稲城地区では、Iのまち いなぎ市民まつり会場内にて、来場者に献血協力を呼び掛けました。

6 会員の交流に資するため事業

会員相互の交流を目的とした会員交流チャリティーゴルフ大会、新年賀詞交歓会等の交流事業を開催し、多くの会員のご参加をいただき、いずれも盛況裡に実施することが出来ました。

地区支部でも日帰りバス見学研修会や交流ゴルフ大会、ボウリング大会、バーベキュー大会などの交流会を開催、各部会でもボウリング大会や一泊研修会、見学研修会等を開催し多くの会員のご参加をいただきました。

7 会員の福利厚生等に資する事業

法人会の福利厚生制度として定着しております「経営者大型保障制度」をはじめとする各種の共済制度は、明日への備えとして、多くの会員にご加入いただいております、制度の一層の普及推進を図りました。

また、会員企業の福利厚生を図るため、経営者、従業員などを対象に、1日人間ドックの成人病健康診断や会員企業の各種福利厚生施設の利用斡旋を行いました。

8 その他法人の目的を達成するための事業

年度末の組織状況は、会員数 1,606 社(正会員 1,506 社、賛助会員 100 社)、加入率 44.2%となりました。

今年度の会員増強運動は、各地区支部単位で行動日を設け積極的に行いました。

その結果、71 社(正会員 24 社、賛助会員 47 社)の新入会員を迎えることが出来ました。しかしながら業績不振等による廃業、休業、また転出による退会者が 73 社の減少となりました。

また、財政基盤の確立を図るため、未収会費の徴収と会費の口座振替制度のより一層の促進を図りました。

なお、昨年度に引き続き支部・部会の剰余金につきしては、3 月 31 日付けにて本部会計に繰り戻しさせていただきました。

9 今後の課題

以上、述べてきましたように、法人会は、「健全な納税者の団体」であると同時に「良き経営者をめざすものの団体」として、会員の研鑽、納税意識の向上に寄与するとともに地域に密着した活動を通じて広く社会への貢献に積極的に行っていました。しかしながら、法人会組織は景気低迷等、企業経営を取り巻く環境の悪化もあり、数年来純減が続いておりこのままの状況では現状の会員数の維持さえ困難なことが予想されます。

会員数の拡大は、例えば税制改正要望事項の実現が図られるようになること、スケールを生かすことで会員へのより良い事業サービスが展開できること、法人会活動に対する地域社会からの理解が得られることなど、多くの会員を擁することで、より多くのものが得られるはずであります。本年もさらに強力に増強運動を進めてまいります。

また、公益社団法人として、一層の公益活動としての税知識の普及、納税道義の高揚、企業経営と社会への健全な発展に貢献することに加え、小学生への租税教育活動の推進や、地球温暖化防止(CO₂削減)のための一般市民の方々を対象とした啓発活動等更なる事業の充実を積極的に推進していくことが重要と考えられます。

今後、法人会の組織と税制の根幹を支える会員企業への満足度を高めることが不可欠であり、その満足を提供するための研修事業をはじめとして、法人会のサービス機能の強化を図ってまいります。

日野法人会としても、多数の会員企業のご参加をいただくなかで、地域に密着した活動を通して、幅広く社会への貢献に積極的に行ってまいります。

今後も 1,606 社の会員を結集して、法人会の目的実現のために一層の努力を傾けたいと存じます。

会員各位のご協力に感謝いたしまして、平成 24 年度の事業報告と致します。

事業内容

1. 税知識の普及を目的とする事業

<本部関係>

事業名称		開催日	会 場	主な内容
			出席者	
1	新設法人説明会	4月17日	日野税務署	会社の誕生と税金について
			12名	講師 日野税務署中嶋審理担当上席他
2	新設法人説明会	6月26日	日野税務署	会社の誕生と税金について
			12名	講師 日野税務署中嶋審理担当上席他
3	新設法人説明会	8月27日	日野税務署	会社の誕生と税金について
			3名	講師 日野税務署曾我審理担当上席他
4	新設法人説明会	10月24日	日野税務署	会社の誕生と税金について
			7名	講師 日野税務署曾我審理担当上席他
5	新設法人説明会	12月4日	日野税務署	会社の誕生と税金について
			11名	講師 日野税務署曾我審理担当上席他
6	新設法人説明会	2月 7日	パルテノン多摩	会社の誕生と税金について
			4名	講師 日野税務署曾我審理担当上席他
7	決算法人説明会	4月18日	日野税務署	会社の決算と申告について
			10名	講師 日野税務署中嶋審理担当上席他
8	決算法人説明会	5月16日	日野税務署	会社の決算と申告について
			15名	講師 日野税務署中嶋審理担当上席他
9	決算法人説明会	6月27日	日野税務署	会社の決算と申告について
			30名	講師 日野税務署中嶋審理担当上席他
10	決算法人説明会	7月 4日	日野税務署	会社の決算と申告について
			19名	講師 日野税務署曾我審理担当上席他
11	決算法人説明会	8月24日	日野税務署	会社の決算と申告について
			12名	講師 日野税務署曾我審理担当上席他
12	決算法人説明会	9月19日	日野税務署	会社の決算と申告について
			27名	講師 日野税務署曾我審理担当上席他
13	決算法人説明会	10月23日	日野税務署	会社の決算と申告について
			15名	講師 日野税務署曾我審理担当上席他
14	決算法人説明会	11月21日	日野税務署	会社の決算と申告について
			14名	講師 日野税務署曾我審理担当上席他
15	決算法人説明会	12月 3日	日野税務署	会社の決算と申告について
			20名	講師 日野税務署曾我審理担当上席他
16	決算法人説明会	1月16日	パルテノン多摩	会社の決算と申告について
			10名	講師 日野税務署曾我審理担当上席他

事業名称		開催日	会 場	主な内容
			出席者	
17	決算法人説明会	2月 8日	パルテノン多摩 8名	会社の決算と申告について 講師 日野税務署曾我審理担当上席他
18	決算法人説明会 (午前)	3月18日	パルテノン多摩 41名	会社の決算と申告について 講師 日野税務署曾我審理担当上席他
19	決算法人説明会 (午後)	3月18日	パルテノン多摩 51名	会社の決算と申告について 講師 日野税務署曾我審理担当上席他
20	法人税消費税講座①	1月22日	多摩信用金庫高幡不動支店 11名	法人税消費税の確定申告書の書き方等 講師 日野税務署曾我審理担当上席
21	法人税消費税講座②	1月24日	多摩信用金庫高幡不動支店 12名	法人税消費税の確定申告書の書き方等 講師 日野税務署曾我審理担当上席
22	法人税消費税講座③	1月28日	多摩信用金庫高幡不動支店 12名	法人税消費税の確定申告書の書き方等 講師 日野税務署曾我審理担当上席
23	法人税消費税講座④	1月30日	多摩信用金庫高幡不動支店 10名	法人税消費税の確定申告書の書き方等 講師 日野税務署曾我審理担当上席
24	e - t a x 体験セミナー	11月28日	日野税務署 5名	国税電子申告 (e - t a x) の体験 講師 日野税務署曾我審理担当上席
25	e - t a x 体験セミナー	11月29日	日野税務署 2名	国税電子申告 (e - t a x) の体験 講師 日野税務署曾我審理担当上席

<支部関係>

事業名称		開催日	会 場	主な内容
			出席者	
1	日野地区第3支部 税務研修会	5月9日	サカエヤ茶楼 5名	平成23年度税制改正のあらまし 講師 日野税務署中嶋審理担当上席
2	日野地区第3支部 税務研修会	12月5日	日野自動車㈱日野食堂 11名	税務手続きについてー国税通則等の改正について 講師 日野税務署曾我審理担当上席
3	日野地区第4・5支部 税務研修会	4月26日	浜寿司 6名	平成23年度税制改正のあらまし 講師 日野税務署中嶋審理担当上席
4	日野地区第6支部 税務研修会	5月15日	多摩電気工事㈱ 12名	平成23年度税制改正のあらまし 講師 日野税務署中嶋審理担当上席
5	日野地区第6支部 税務研修会	10月19日	多摩電気工事㈱ 14名	税務手続きについてー国税通則等の改正について 講師 日野税務署曾我審理担当上席
6	日野地区第7支部 税務研修会	4月12日	㈱井筒や会議室 7名	平成23年度税制改正のあらまし 講師 日野税務署中嶋審理担当上席
7	日野地区第7支部 税務研修会	2月19日	㈱井筒や会議室 6名	税務手続きについてー国税通則等の改正について 講師 日野税務署曾我審理担当上席

事業名称		開催日	会 場	主な内容
			出席者	
8	日野地区第9～12支部 税務研修会	4月9日	おおまさ	平成23年度税制改正のあらまし
			30名	講師 日野税務署中嶋審理担当上席
9	日野地区第9～12支部 税務研修会	11月30日	多摩信用金庫高橋不動支店	税務手続きについて－国税通則等の改正について
			20名	講師 日野税務署曾我審理担当上席
10	日野地区第14支部 税務研修会	5月8日	サカエヤ茶楼	平成23年度税制改正のあらまし
			4名	講師 日野税務署中嶋審理担当上席
11	多摩地区第1～9支部合同 税務研修会	4月16日	京王クラブ	平成23年度税制改正のあらまし
			35名	講師 日野税務署中嶋審理担当上席
12	稲城地区第1支部 税務研修会	6月20日	奈香屋	平成23年度税制改正のあらまし
			13名	講師 日野税務署中嶋審理担当上席
13	稲城地区第2～4支部 税務研修会	4月17日	稲城市地域振興プラザ	平成23年度税制改正のあらまし
			25名	講師 日野税務署中嶋審理担当上席
14	稲城地区第1～4支部 税務研修会	11月27日	稲城市地域振興プラザ	税務手続きについて－国税通則等の改正について
			29名	講師 日野税務署曾我審理担当上席

<部会関係>

事業名称		開催日	会 場	主な内容
			出席者	
1	女性部会日野地区 税務研修会	12月14日	多摩信用金庫高橋不動支店	必ず役立つ最新の税務情報
			11名	講師 日野税務署矢部法人課税1統括官
2	女性部会多摩地区 税務研修会	12月10日	京王クラブ	必ず役立つ最新の税務情報
			8名	講師 日野税務署矢部法人課税1統括官
3	女性部会稲城地区 税務研修会	12月14日	稲城市地域振興プラザ	必ず役立つ最新の税務情報
			19名	講師 日野税務署矢部法人課税1統括官
4	源泉部会テーマ別 研修会	9月13日	京王クラブ	平成24年度税制改正事項
			29名	－源泉所得税改正点を中心に－ 講師 日野税務署木屋路源泉担当調査官
5	源泉部会テーマ別 研修会	11月2日	日野税務署	年末調整のしかたについて
			41名	講師 日野税務署木屋路源泉担当調査官他
6	源泉部会テーマ別 研修会	1月18日	京王クラブ	平成25年1月から源泉徴収の実務はどう変わるか
			20名	講師 日野税務署木屋路源泉担当調査官他

2. 納税意識高揚を目的とする事業

<本部関係>

事業名称	開催日	会 場	主な内容
		出席者	
1 第5回ぜいきん ウォークラリー i nよみうりランド	8月4日	よみうりランド 「太陽の広場」 小学生・幼児 376名 保護者 268名 税務署等 23名 法人会役員 112名 計779名	①ぜいきん教室 ステージ上にてぜいきんてな〜に ②その後、園内6ヶ所の税金クイズチェック ポイントを回りながらスタンプラリー
2 動物（ポニー）とふれあ う教室での日野市教育予 算の啓蒙活動	5月18日	日野市立日野第1小学校 小学生66名	小学1年生を対象に、動物（ポニー）と ふれあう教室での日野市教育予算の啓蒙活動 パンフレット・クリアファイル等配布
3 動物（ポニー）とふれあ う教室での日野市教育予 算の啓蒙活動	10月17日	日野市立日野第2小学校 小学生124名	小学1年生を対象に、動物（ポニー）と ふれあう教室での日野市教育予算の啓蒙活動 パンフレット・クリアファイル等配布
3 動物（ポニー）とふれあ う教室での日野市教育予 算の啓蒙活動	11月27日	日野市立日野第3小学校 小学生50名	小学1年生を対象に、動物（ポニー）と ふれあう教室での日野市教育予算の啓蒙活動 パンフレット・クリアファイル等配布
4 動物（ポニー）とふれあ う教室での日野市教育予 算の啓蒙活動	5月21日	日野市立日野第4小学校 小学生135名	小学1年生を対象に、動物（ポニー）と ふれあう教室での日野市教育予算の啓蒙活動 パンフレット・クリアファイル等配布
5 動物（ポニー）とふれあ う教室での日野市教育予 算の啓蒙活動	5月11日	日野市立日野第5小学校 小学生70名	小学1年生を対象に、動物（ポニー）と ふれあう教室での日野市教育予算の啓蒙活動 パンフレット・クリアファイル等配布
7 動物（ポニー）とふれあ う教室での日野市教育予 算の啓蒙活動	10月23日	日野市立日野第6小学校 小学生97名	小学1年生を対象に、動物（ポニー）と ふれあう教室での日野市教育予算の啓蒙活動 パンフレット・クリアファイル等配布
8 動物（ポニー）とふれあ う教室での日野市教育予 算の啓蒙活動	6月30日	日野市立日野第7小学校 小学生94名	小学1年生を対象に、動物（ポニー）と ふれあう教室での日野市教育予算の啓蒙活動 パンフレット・クリアファイル等配布
9 動物（ポニー）とふれあ う教室での日野市教育予 算の啓蒙活動	6月6日 6月18日	日野市立日野第8小学校 小学生123名	小学1年生を対象に、動物（ポニー）と ふれあう教室での日野市教育予算の啓蒙活動 パンフレット・クリアファイル等配布
10 動物（ポニー）とふれあ う教室での日野市教育予 算の啓蒙活動	5月29日	日野市立仲田小学校 小学生50名	小学1年生を対象に、動物（ポニー）と ふれあう教室での日野市教育予算の啓蒙活動 パンフレット・クリアファイル等配布

事業名称	開催日	会 場	主な内容
		出席者	
11 動物（ポニー）とふれあう教室での日野市教育予算の啓蒙活動	6月4日	日野市立東光寺小学校 小学生83名	小学1年生を対象に、動物（ポニー）とふれあう教室での日野市教育予算の啓蒙活動 パンフレット・クリアファイル等配布
12 動物（ポニー）とふれあう教室での日野市教育予算の啓蒙活動	10月23日	日野市立旭が丘小学校 小学生104名	小学1年生を対象に、動物（ポニー）とふれあう教室での日野市教育予算の啓蒙活動 パンフレット・クリアファイル等配布
13 動物（ポニー）とふれあう教室での日野市教育予算の啓蒙活動	5月31日	日野市立平山小学校 小学生76名	小学1年生を対象に、動物（ポニー）とふれあう教室での日野市教育予算の啓蒙活動 パンフレット・クリアファイル等配布
14 動物（ポニー）とふれあう教室での日野市教育予算の啓蒙活動	6月15日	日野市立滝合小学校 小学生58名	小学1年生を対象に、動物（ポニー）とふれあう教室での日野市教育予算の啓蒙活動 パンフレット・クリアファイル等配布
15 動物（ポニー）とふれあう教室での日野市教育予算の啓蒙活動	6月7日	日野市立南平小学校 小学生80名	小学1年生を対象に、動物（ポニー）とふれあう教室での日野市教育予算の啓蒙活動 パンフレット・クリアファイル等配布
16 動物（ポニー）とふれあう教室での日野市教育予算の啓蒙活動	10月11日	日野市立潤徳小学校 小学生123名	小学1年生を対象に、動物（ポニー）とふれあう教室での日野市教育予算の啓蒙活動 パンフレット・クリアファイル等配布
17 動物（ポニー）とふれあう教室での日野市教育予算の啓蒙活動	5月23日	日野市立夢が丘小学校 小学生48名	小学1年生を対象に、動物（ポニー）とふれあう教室での日野市教育予算の啓蒙活動 パンフレット・クリアファイル等配布
18 動物（ポニー）とふれあう教室での日野市教育予算の啓蒙活動	6月23日	日野市立七生緑小学校 小学生58名	小学1年生を対象に、動物（ポニー）とふれあう教室での日野市教育予算の啓蒙活動 パンフレット・クリアファイル等配布
19 広報誌「ふれあい」の発行	138号		第2回通常総会を開催 イベント事業のお知らせ、税情報 加速する人口減少社会
20 広報誌「ふれあい」の発行	139号		税務署人事異動特集、税情報 部下がやる気になる時・やる気をなくす時 自分が変われば業績が変わる
21 広報誌「ふれあい」の発行	140号		リレーフォーライフジャパン in 日野 第5回ぜいきんウォークラリー開催しました。 中小企業金融円消化法終了に向けて、税情報
22 広報誌「ふれあい」の発行	141号		税制改正に関する提言 全国大会で決議 平成25年度税制改正へ法人会は提言する 新春講演会のお知らせ、税情報
23 広報誌「ふれあい」の発行	142号		喫緊の経営課題と対応策 早急に収益力の改善を 夢を語り完成図を示して、みんなを引っ張るの
24 広報誌「ふれあい」の発行	143号		平成25年度税制改正大綱 65歳まで雇用義務化への対応 一改正高年齢者雇用安定法一、税情報

<地区関係>

事業名称		開催日	会 場 出席者	主な内容
1	「税を考える週間」協賛 日野市産業まつりでの 税のPR活動	11月10日	日野市中央公園	税のなんでも相談 相談員 東京税理士会日野支部所属税理士 税金クイズ（大人・子供）、解答者に花鉢等配付 1億円の重さ体験、税のパネル展示、税のパン フレット配布、日本酒銘柄当て
		11日	一般市民1200名	
2	「税を考える週間」協賛 Iのまち いなぎ市民 まつりでの税のPR活動	10月20日	稲城市総合体育館周辺	税のなんでも相談 相談員 東京税理士会日野支部所属税理士 税金クイズ（大人・子供）、解答者に花鉢等配付 1億円の重さ体験、税のパネル展示、税のパン フレット配布
		21日	一般市民800名	
3	東日本大震災復興支援 せいせき桜まつりでの 税のPR活動	4月8日	桜ヶ丘 九頭龍公園周辺	税金クイズ（大人・子供）、解答者に花鉢等配付 1億円重さ体験
			一般市民500名	

<部会関係>

事業名称		開催日	会 場 出席者	主な内容
1	青年部会	11月21日	多摩信用金庫高幡不動支店 19名	租税教室について 講師 日野税務署新田総務課長補佐 若山副部長、岩田常任理事 意見交換 日野市立日野第2小学校長、教職員、 PTA会長、PTA役員等を交えて懇談
	租税教育活動セミナー			
2	青年部会	1月30日	日野市立日野第2小学校 6年1組～4組	6年生を対象に租税教室を開催 消費税を中心に税金について勉強 租税教育ビデオ「マリンとヤマトの不思議な日曜日」を上映 6年1組講師 岩田常任理事、雨宮常任理事 6年2組講師 若山副部長、雨宮常任理事 6年3組講師 岩田常任理事、篤生理事 6年4組講師 若山副部長、篤生理事
	小学校での租税教室	1月31日	多摩市立豊ヶ丘小学校 6年1組～2組	6年生を対象に租税教室を開催 消費税を中心に税金について勉強 租税教育ビデオ「マリンとヤマトの不思議な日曜日」を上映 6年1組講師 飯島部長、岡田常任理事 6年2組講師 佐藤副部長、渡辺運営専務
		2月7日	日野市立日野第3小学校 6年1組～2組	6年生を対象に租税教室を開催 消費税を中心に税金について勉強 租税教育ビデオ「マリンとヤマトの不思議な日曜日」を上映 6年1組講師 篤生理事、岩田常任理事 6年2組講師 雨宮常任理事、若山副部長
		2月28日	稲城市立長峰小学校 6年1組～2組	6年生を対象に租税教室を開催 消費税を中心に税金について勉強 租税教育ビデオ「マリンとヤマトの不思議な日曜日」を上映 6年1組講師 石井副部長、三輪常任理事 6年2組講師 三輪常任理事、石井副部長

事業名称		開催日	会 場	主な内容
			出席者	
3	女性部会	表彰式	京王プラザホテル多摩	対象 日野市・多摩市・稲城市の小学生
	第3回税に関する 絵はがきコンクール	1月8日		テーマ 税に関する絵（税金で造られている 建物・施設・税金で購入されている物品・ 税金で行われている仕事など） 各賞並びに入選者の方々を新年賀詞交歓会 にて表彰 賞状と記念品(図書カード)贈呈
	応募期間 7月～8月 応募数165名	新年賀詞交歓会		法人会長賞 多摩市立多摩第2小学校 4年 水沼 優那 様 日野税務署長賞 日野市立日野第1小学校 2年 古賀 彩華 様 女性部会長賞 稲城市立稲城第7小学校 6年 向山 彩音 様 入選10点 日野市立旭が丘小学校 4年 倉見 栞奈 様 日野市立旭が丘小学校 6年 齊藤 朱音 様 日野市立旭が丘小学校 6年 重信 遥香 様 日野市立仲田小学校 5年 山崎 ありさ様 日野市立日野第2小学校 5年 山梨 萌子 様 多摩市立西落合小学校 6年 平野 有紀子様 稲城市立稲城第2小学校 4年 真島 結里 様 稲城市立稲城第3小学校 6年 伊井 舞雪 様 稲城市立城山小学校 5年 木村 花菜 様 稲城市立長峰小学校 3年 平良 ちはる様

税に関する絵はがきコンクール応募全作品の展示

展示期間	展示会場
全応募作品展示 2月14日～2月21日	京王線高幡不動駅駅 南北自由通路
うち日野市応募作品の展示 4月 1日～4月10日	日野市役所1階ロビー
うち多摩市応募作品の展示 3月21日～3月28日	多摩市関戸公民館(オーバ7階フロア)
うち稲城市応募作品の展示 3月 4日～3月15日	稲城市役所1階ロビー

3. 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

1 税制改正要望運動報告

第29回法人会全国大会・北海道大会が、10月11日北海道釧路市の市民文化会館で開催され、全国から約1,900名の会員が参加、以下の要望を決議し各政党及び関係機関にその実現を強く要望した。

平成25年度 税制改正に関する提言

東日本大震災からの復興と並んで、我が国経済社会にとって二大命題となっていた社会保障と税の一体改革の関連法が成立した。曲折を経ながらも、これが民、自、公3党合意によってなされた意味は小さくない。法人会はかねてより「決められない政治」からの脱却、政治機能の回復を求めてきた。今回の政治決定がその第一歩となるよう期待したい。

一体改革の目的は、先進国で最速のスピードで進む少子高齢化に対応する持続可能な社会保障制度の確立と、これも先進国で突出して悪化した財政の健全化を両立させることにある。そのカギを握る消費税は2015年10月までに段階的に10%へ引き上げられることになった。しかし、これによってこの2つの構造問題が一気に解決するわけでは決していない。

社会保障面では依然としてばらまき色が払拭されておらず、創設される「社会保障制度改革国民会議」の場では「給付の重点化・効率化」の議論が不可欠となろう。財政健全化にしても、基礎的財政収支黒字化などの目標を見据えれば、まだ一里塚に過ぎない。にもかかわらず、早くも来年度予算編成に向け歳出圧力が高まっていることに強い懸念を覚えざるを得ない。これではいくら増税しても追いつくまい。

今後、最も重要になるのは、社会保障を含めた聖域なき歳出の削減・抑制をいかに徹底するかであり、それを実行するための明確な手法と道筋を示すことである。同時に規制緩和などでどう着実な成長を確保するかが重要になる。それは税の自然増収と消費税増税による経済への負荷緩和にもつながると考えるからである。

一方、日本経済は長引くデフレや原発事故がもたらした電力安定供給への不安、欧州債務危機による世界経済低迷などにより、依然として厳しい局面にある。その影響は地域経済と雇用の担い手である中小企業に最も鮮明に表れており、政府はこれらの問題に全力で対応する必要がある。消費税増税に当たっても、立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう実効ある措置をとることが強く求められる。

本提言はこうした現状認識と問題意識を前提にまとめたものである。

《基本的な課題》

Ⅰ. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

遅きに失した感はあるが、とにかくにも社会保障と税の一体改革が実現する運びとなった。我が国は少子高齢化が先進国で最速のスピードで進んでいる一方で、財政が先進国で突出して悪化している。これは社会保障の「給付」と「負担」のギャップ拡大を反映した図式であり、このままでは社会保障制度の維持も財政の健全化もできないことが誰の目にも明らかだった。

成立した一体改革関連法は、消費税の税率を2014年4月に8%、15年10月に10%へ引

き上げることが柱となった。これによりギャップが完全に埋まるわけではないが、ギャップの拡大スピードに一定の歯止めをかけるという点で画期的であるといえよう。社会保障制度と財政が持続可能でなければ、将来不安から消費や企業マインドに悪影響を及ぼし、成長の下押し圧力となる懸念も指摘されてきた。そういう意味では、我が国経済にとっても今回の一体改革関連法成立はプラスに働くと受け止めたい。

ただ、一体改革関連法には依然としてさまざまな問題が存在しており、これで持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化が達成されるわけではない。肝心なのは今後の改革のあり方である。

1. 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

わが国の社会保障制度は先進国の中では「中福祉」に位置し、国民負担率は米国に次ぐ「低負担」である。この「給付」と「負担」のバランスが求められてきたわけだが、今回の消費税率引き上げは「負担」面で一定の改善がなされる。また、消費税は安定した税収が得られ、かつ「世代間・世代内の公平」という面でも社会保障財源としてふさわしいといえる。

しかし、今後の社会保障給付は年金だけでなく、医療、介護分野でより急速に増大することが見込まれている。その財源を安易に公費負担に頼ることになれば、増税に際限がなくなる恐れがある。そうした事態を招かないためにも、これから最も重要になるのは給付の抑制である。それには過剰なばらまきの給付を排し、重点化・効率化を徹底するしかない。

積み残された社会保障分野の諸課題については、有識者を交えた「社会保障制度改革国民会議」で1年以内に結論を出すとしているが、その際には給付の重点化・効率化を軸に据え、公的年金制度、医療保険制度、介護保険制度、少子化対策について、民、自、公で合意した内容を含め改めて議論する必要がある。また、国民会議においては透明性の確保と国民にわかりやすい議論が求められる。

(1) 今後の社会保障改革で最も重要なのは、給付の重点化・効率化である。

その際には「自助」「公助」という基本的理念を基に役割分担を見直す必要がある。

(2) 年金については「支給開始年齢の引き上げ」「デフレ下で年金額を下げる仕組み」等、抜本的な施策の検討が必要である。全額税方式による最低保障年金は限られた税財源を考慮すれば非現実的と考える。

(3) 給付の急増が見込まれる医療分野については、診療報酬（本体）体系の抜本改革や高齢者の適正な窓口負担などが必要。また、薬価では後発医薬品（ジェネリック）の使用促進を図るべきである。

(4) 医療は成長分野としても位置付けられている。大胆な規制改革を行うことによって、着実に成長に結びつける必要がある。

(5) 介護保険の給付総額は導入時に比べて2倍以上となっている。真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけるなど、自立を促す観点から給付のあり方を見直すべきである。

(6) 生活保護給付は3兆円を超す規模に膨らんでいる。問題となっている不正受給の防止や給付水準のあり方など、制度の見直しと適正な運用が不可欠である。

(7) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度にすることが求められる。

2. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税は税率引き上げ時期が決まったものの、引き上げ実施にともなう円滑化対策や低所得者ほ

ど負担感が重いとされるいわゆる逆進性への対策については、多くが今後の議論に委ねられている。これらは企業の経済活動や国民生活を左右する重要な課題である。また、消費税に対するアレルギー反応を弱めるか強めるかのカギを握るともみられ、政府には用意周到で緻密な対策が求められる。

（１）景気への配慮が必要

消費税は最も景気に中立といわれているが、全く影響がないわけではない。税率を引き上げる際には内外の経済環境を勘案し、景気への十分な配慮が必要である。

（２）円滑な価格転嫁の実現

消費税率の引き上げにあたっては、価格決定のプロセスにおいて立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう、その実効を担保する確実な措置を講じるよう強く求める。下請法、独禁法などの法整備・監視はもちろんのこと、事業者間取引に外税表示を義務化することなども検討課題となろう。

（３）当面は単一税率が望ましい逆進性対策の一つとして「複数税率」（軽減税率）の導入が検討事項としてあがっているが、事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税收確保などの観点から、当面（税率１０％程度までは）は単一税率が望ましい。

また、インボイスの導入については、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものとする。

（４）簡素な給付措置の実施について

政府は低所得者対策として「複数税率」と共に「給付付き税額控除」の導入を検討し、その導入が実現するまでの間は「簡素な給付措置」を実施するとしている。「簡素な給付措置」の実施にあたっては、給付の対象や方法を十分考慮し、ばらまき政策とならないよう強く求める。

３．財政健全化に向けて

消費税の引き上げが決まったことで、我が国は財政の健全化と持続可能な社会保障制度の両立に向け一歩踏み出したといえる。しかし、これによって財政運営戦略で定める財政健全化目標が着実に達成されるかというと、そうではない。国内総生産（ＧＤＰ）比で１．９５倍と、欧州債務危機諸国をはるかに上回る国と地方の長期債務残高は、消費税を１０％に引き上げてもさらに悪化していく。仮に基礎的財政収支赤字の対ＧＤＰ比半減という第１段階の目標をクリアしたとしても、債務残高対ＧＤＰ比引き下げという第２段階の目標達成には険しい道のりが待っている。

にもかかわらず、来年度予算編成では公共事業を中心に与野党から歳出圧力が高まっていることに深い憂慮の念を覚える。限界まで悪化した財政を健全化するには、歳入増を図ると同時に歳出の削減が不可欠である。それを怠れば増税に歯止めがかからなくなるか、財政が破綻するかのいずれかとなる。ここは改めて聖域なき歳出削減の徹底を求めている。

（１）財政健全化目標である①国・地方の基礎的財政収支赤字の対ＧＤＰ比を２０１５年度半減、２０年度黒字化②債務残高対ＧＤＰ比を２１年度から引き下げ一を着実に達成すべきである。

（２）聖域なき歳出削減を徹底するには、①国債発行４４兆円以下②基礎的財政収支対象経費の

上限 7 1 兆円—という現在の中期財政フレームでは不十分である。社会保障を含めて各歳出分野別の削減目標を定めて達成までの道筋と工程表を明示することが必要である。

(3) 来年度予算編成では消費税引き上げがもたらす景気への影響緩和の対応や震災対応に名を借りた歳出圧力が目立つ。消費税の税収増を当て込んだ財政規律の緩みは厳に戒めねばならない。

(4) 消費税率引き上げにより金利上昇圧力が薄らいだとの見方があるが、財政健全化はまだ一里塚に過ぎず、国債利払い費が年間 1 0 兆円に達する状況では、依然として金利上昇に脆弱な体質である。欧州債務危機の中で、最も財政が健全なドイツ国債までが売られたことを考えれば、国債の信認の重要性を改めて認識する必要がある。

4. 行政改革の徹底

社会保障の安定財源を確保するためとはいえ、消費税の引き上げが国民に痛みを求める措置であることに変わりはない。地方を含めた政府、さらに立法府はそのことを深く認識し、「まず 院より始めよ」の精神により自ら身を削る行政・議会の改革が何より重要である。

しかしながら、改革の取り組みは極めて不十分であり、消費税引き上げが決まった以上、国民が改革の先送りをもはや許さないことは明らかである。以下の諸施策について、直ちに期限を定めて改革を断行するよう求める。

- (1) 国・地方における議員定数と歳費の削減
- (2) 国・地方公務員の人員と人件費の削減
- (3) 事業仕分け等による特別会計と独立行政法人の無駄の削減
- (4) 民間活力を阻害する各種規制は大胆に改廃し、民間にできることは民間に任せ成長につなげる

5. 今後の税制改革のあり方

わが国の税制は先の抜本改革から 2 0 年以上が経過した。この間に少子高齢化や人口減少社会、グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化が急進展した。社会保障と税の一体改革で消費税の引き上げが決まり、そうした問題に一定の対応は可能となろうが、所得、資産を含めた改革はこれからである。その際には国際間の経済取引の増大や多様化の観点、諸外国の租税政策等との国際的整合性、成長と雇用を創出するという視点等を踏まえることが求められる。そうした中で、後述する法人税率のさらなる引き下げや、所得税、相続税の見直しなども重要な課題である。

6. 共通番号制度の導入について

社会保障・税の共通番号制度は、税務における適正、円滑な執行への活用だけでなく、社会保障制度における個人情報を一元的に管理する上で有効な制度であり、国民の利便性の向上と行政の効率化に資することが期待される。今後、個人情報保護の徹底や国民への周知を図り、積極的な活用に向けて取り組んでいく必要がある。

- (1) 制度の創設、維持にかかるコストの明確化
- (2) 税務情報などプライバシー保護のための適切な法整備
- (3) 税務面と社会保障分野への活用により、納税者の利便向上や社会保障給付の適正化につなげる

Ⅱ．経済活性化と中小企業対策

長引くデフレと欧州債務危機により世界経済が低迷するなか、政府は今年7月に「日本再生戦略」を閣議決定した。これには11の成長戦略の柱と38の重点施策、その改革工程表が示され、一体改革関連法にも盛り込まれた「名目3%、実質2%の成長」を目指すという。しかし、これまでも成長戦略が策定されたにもかかわらず、その成果は極めて曖昧である。再生戦略を絵に描いた餅にしないためには、もはや実行以外にない。そして、その効果を明確にするには、民間企業では広く採用されている「PDCA（計画、実行、評価、改善）サイクル」の手法を取り入れ、政策遂行の過程と成果を数値化して検証することが求められる。

また、悪化した財政の中では、いかに規制緩和によって経済の活力を引き出すかが重要である。特に、成長分野と位置付けられる医療や農業、再生エネルギー分野での大胆な規制改革が求められる。同時に原発事故がもたらした電力供給不安は早期に解消する必要がある。

税制面では企業が将来に向けて活力を維持し、雇用確保などの社会的責任を果たすことができるような環境整備が必要であり、特に地域経済を担う中小企業の活性化に資する税制措置は欠かせない。

1. 法人税率の引き下げ

法人実効税率は平成23年度税制改正により5%引き下げられ一歩前進したが、復興財源に充てる付加税が課されたため、実質的には3年後からの実施となる。さらに、5%引き下げがなされても、アジア、欧州各国では、近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われており、わが国との税率格差は依然として大きい。

また、法人税に社会保険料を加えた企業負担の国際比較では、わが国は必ずしも高くないとの指摘もあるが、年々、社会保険料が引き上げられていく状況を加味すると、企業の負担感が高まっている。こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が促進され、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきである。

（1）法人実効税率30%以下の早期実現

わが国の立地条件や競争力強化の観点から、法人税率のさらなる引き下げを行い、早期に欧州、アジア主要国並みの30%以下の実効税率を実現するよう求める。

（2）中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げ

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化するよう求めるとともに、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げるよう求める。

2. 事業承継税制の拡充

わが国企業の大多数を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。

平成21年度税制改正で創設された相続税、贈与税の納税猶予制度は、その適用要件が厳しく設定され、積極的な利用が困難との声が多い。

社会保障と税の一体改革関連法ではその見直しが盛り込まれたが、見直しの際には中小企業の円

滑な事業承継を図る観点から、中小企業の実情、実態に即した税制の構築が必要である。

(1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

- ①適用申請時と適用後に求められる煩雑な各種手続きの簡素化と手続き窓口の一元化
- ②5年間の雇用8割維持の要件緩和
- ③対象会社の拡大
- ④株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予制度割合（80％）の引き上げ
- ⑤死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度の見直し

(2) 親族外への事業承継に対する措置の創設

親族外承継も重要な課題であり、円滑な承継を支援するとの観点から、所要の措置を講じるよう求める。

(3) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
欧州主要国では相続税体系は多様ながら、税制上、事業承継を優先させる考え方では一致しており、各種特例や優遇措置が整備されている。

それに対して、わが国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州主要国並みの本格的な事業承継税制の創設が必要と考える。

わが国においても、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離して課税し、非上場株式を含む事業用資産を軽減あるいは控除する制度の創設を求める。

3. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は、わが国経済の礎であり、また、地域経済の担い手である。その中小企業が時代や環境の変化、特にグローバル化の流れの中で、存在を確保し、社会経済への貢献を続けることができるような税制の確立が求められる。

(1) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する以下の措置は本則化するよう求める。

- ①中小企業投資促進税制
- ②中小企業等基盤強化税制
- ③少額減価償却資産の即時償却

(2) 交際費課税の見直し

交際費については、これまで数次にわたる見直し改正が行われてきたが、中小企業にとって交際費は顧客、取引先との関係維持や新規開拓に必要な支出であることから、さらに以下の見直しを求める。

- ①損金不算入割合10％の撤廃
- ②資本金規模に関わらず一定の損金算入を認める
- ③社会慣習上その支出を避け難い慶弔費で、常識上相当と認められる金額（1件当たり1万円程度）については、交際費課税の対象から除外する

（３）役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は原則損金算入とすべき

現行税制では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、特に報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

②同族会社も利益連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業活力を与える観点から、同族会社における役員の利益連動給与についても、一定要件のもと、損金処理を認めるべきである。

Ⅲ．国と地方のあり方

わが国の行財政システムは中央集権的であり、すでに行財政面の非効率化のみならず、地域経済の活性化をも阻害するに至っている。そういう意味で地方分権は必然的流れであるが、その際にはまず国と地方の役割分担を明確化し、税財政や行政のあり方を考えねばならない。

国と地方は行政を担う「車の両輪」であり、一方だけに負担を偏らせることがあってはならない。国の財政が地方よりはるかに悪化している現状を考えれば、いかに地方が国依存から脱却し、自立・自助の体質をつくりあげるかが重要である。

こうした中で、今回の消費税増税では地方消費税の引き上げ率が国のそれを上回った。地方自治体の首長、地方公務員、そして地方議員はこのことを深く認識し、自ら身を削って住民に理解を求める責務があると考えている。

（１）広域行政による効率化の観点から、道州制の導入について検討すべき。それに伴い、基礎自治体（人口３０万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進すると共に、合併メリットを追求する必要がある。

（２）行財政改革を行うために国で実施している「事業仕分け」の手法を、地方においても広く導入すべき。

（３）地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数が是正されつつあるものの、手当などを含めると依然としてその水準は高く、適正水準への是正が必要である。国家公務員の人件費は震災復興財源に充てるために期間限定で７．８％引き下げられたが、地方公務員人件費についても同様の引き下げを実施すべきである。

（４）地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべき。また、欧米に比べて格段に高い地方議員の報酬は大幅に削減すべきである。

（５）教育委員会や人事委員会、選挙管理委員会など行政委員会の委員は、非常勤で委員会開催も月１～３回と少ないにもかかわらず、多くの自治体で多額の月額報酬を得ている。日当制導入などが検討課題となろう。

（６）地方の自立・自助を推進する観点から地方交付税を中心とした三位一体改革をさらに進めると同時に、適正な課税自主権を発揮すべき。

Ⅳ. 震災復興

被災地の復旧・復興については、一定の措置が講じられたものの、復興は遅々として進んでいない。予算を迅速に執行するとともに、被災地における企業の定着、他地域からの企業誘致の促進、雇用確保の観点などから、原発の対応を含めて、引き続き適切な支援措置を講じるよう求める。

Ⅴ. その他

1. 環境問題に対する税制上の対応

地球温暖化対策の取り組みを進めるため、平成24年度税制改正において、石油石炭税の税率上乘せの形で「地球温暖化対策のための税」が導入された。

しかしながら、環境問題に対する税制上の対応については、国内外の議論の動向、既存のエネルギー関係税制との調整を図りつつ、国・地方の役割等、幅広い観点から時間をかけて慎重に検討が行われる必要がある。

2. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減をはかるため、国税と課税基準を同じくする法人事業税、法人・個人の道府県民税、市町村民税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るよう求める。

3. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税をきちんと払い、税の使途についても厳しく監視する必要がある。しかしながら、税の意義や、税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。このため、学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の高揚を図っていくことが肝要である。法人会では、学童などを対象とする「租税教育活動」や「税に関する絵はがきコンクール」などを実施しており、今後もさらに積極的な取り組みを行うこととしている。

《税目別の具体的意見》

1. 所得税関係

(1) 所得税のあり方

①基幹税としての財源調達機能を回復すべき所得税は国民がその所得に応じて負担するという税の基幹とも言うべき税目であるが、各種控除の拡大などにより空洞化が指摘されて久しい。

また、グローバル競争や就業形態の多様化などの経済社会の構造変化などから、非納税者が増加する傾向もある。基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税・住民税は広く国民全体で負担していくものとすべきである。

②最高税率を引き上げる方向にあるが、経済活力に悪影響を与えること、地方税を含めて国際的に高い税率水準にあることから、慎重に対応すべきである。

③各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造の変化に対応した合理的なものに見直す必要がある。特に、人的控除については累次の改正で複雑化しているため整理・合理化を図るべきである。

④個人住民税の均等割は、応益負担原則の観点から適正水準とすべき。

（２）少子化対策

少子化対策は、保育所の充実など、本来的には財政・行政面で総合的な施策を講じることが肝要であり、その一環として税制の果たす役割も大きい。子どもが多くなれば世帯の税負担が軽減されるような税額控除制度の創設や、フランス等で実施されているN分N乗方式の導入なども検討課題であろう。

（３）金融所得一体課税

所得税制は、現行の10種類に区分した所得類型を統合、簡素化することが望ましい。平成20年度税制改正における金融所得に対する損益通算の特例は、その第一歩と考えられるものの、小幅な改正で十分ではない。

経済の活性化の観点からも幅広い金融商品を対象にした金融一体課税の制度拡充を求める。

２．法人税関係

（１）同族会社の留保金課税制度の廃止

同族会社の留保金課税は、平成19年度税制改正で出資金1億円以下の会社がその適用対象から除外され、中小企業における同族会社の留保金課税は実質的に撤廃されたが、課税制度そのものは未だ存続している。個人所得税とのバランスを図るために設けられた本制度の意義は既に失われており、廃止を求める。

（２）「中小企業者に対する法人税率の特例」の適用範囲見直しは行うべきではない

平成23・24年度税制改正大綱において検討事項とされた中小企業者に対する法人税率の特例（軽減税率）と租税特別措置の適用範囲の見直しについては、中小企業の活力増大と成長の促進に資するとの観点から、見直しは行うべきではないと考える。

３．相続税・贈与税関係

（１）相続税の課税強化は行うべきではない

国際的にみても、わが国の相続税の租税負担率は主要各国とほぼ同一水準にあり、その課税強化は容認し得ない。相続税の基礎控除引き下げ、最高税率の引き上げは行うべきではない。

（２）贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべき

①贈与税の税率構造、基礎控除の見直し

個人資産の世代間移転を促進する観点から、税率構造や基礎控除の見直しなど贈与税のあり方で踏み込んだ見直しが必要である。

②相続時精算課税制度の拡充

資産の世代間移転とその有効活用による経済の活性化に加え、事業承継にも資するとの観点から、制度のさらなる拡充を行うよう求める。

- ・受贈者に孫を加える
- ・贈与者の年齢を60歳以上に引き下げる
- ・特別控除額を2,500万円から引き上げる

4. 消費税関係

(1) 消費税の滞納防止

租税全体の滞納に占める消費税の割合は依然として高く、国民に消費税に対する不信感を与える一因ともなっている。本来、消費税は預り金的な性格を有する税であることから、今後の消費税率引き上げを考慮すると、その滞納防止に向けて、制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直しを求める

固定資産税に対しては、長期的な地価の下落にも関わらず負担感が高いとの声が多い。評価方法および課税方式の抜本的見直しを求める。①宅地の評価は「収益還元価格」で評価すべき
②居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直すべき
③納税事務の負担軽減に鑑み、償却資産の評価は法人税の減価償却制度と連動した制度とすべき。また、将来的には償却資産に対する課税廃止も検討すべき。
④国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべき

(2) 事業所税は二重課税であり、廃止を求める

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止を求める。

(3) 市町村民税の超過課税は課税の公平を欠くため解消すべきである

地方税における市町村民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を対象として課税されており、十分な説明もないまま恒久的に課税を実施している自治体もある。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4) 法人に対する安易な法定外目的税は課すべきでない

法定外目的税は、環境対策の観点から導入されているケースも多いが、こうした独自課税の実施にあたっては、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

6. その他

(1) 配当に対する二重課税の排除

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しを求める。

(2) 電子申告について

国税電子申告（e-Tax）の利用件数は、年々拡大してきているが、まだまだ利用率としては不十分であり、その普及に取り組んでいく必要がある。

さらなる利用促進に向けて、制度の一層の利便性向上を図るとともに、地方税の電子申告（eLTAX）との一体化の検討、インセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度の創設等の税制措置を求める。

《個別法令・通達関係》

I. 法令関係

1. 所得税関係

[土地・建物等の損益通算]

(1) 土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算および繰越控除を認めること。

[不動産所得の負債利子の損益通算]

(2) 土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっているが、この取扱いがバブル期の措置として設けられたものであり、また所得の計算上、本来認められるべきものであることから損益通算を復活すること。

[医療費控除]

(3) 医療費控除については、最近の医療費の実態に即して、最高限度額を300万円（現行200万円）に引き上げること。

[源泉納付]

(4) 源泉所得税の1月の納付期限については、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情、および週休二日制の普及を考慮し、「納期限の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても1月20日（現行1月10日）とすること。

[財産債務明細書]

(5) 財産債務明細書の提出を要する所得基準2,000万円は、昭和47年度税制改正以降相当期間を経過しているため、4,000万円に引き上げること。

2. 法人税関係

[無形減価償却資産]

(1) 電算機のソフトウェアは無形減価償却資産として5年償却となっているが、技術革新の加速化を考慮し、期間を3年に短縮すること。

[少額減価償却資産]

(2) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し、制度を恒久化すること。

[引当金の損金算入]

(3) 引当金について、次のとおり損金算入を認めること。

①退職給与引当金は、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰入について損金算入を認めること。

②賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払い費用としての性格を有していることから、その繰入について損金算入を認めること。

[電話加入権の損金算入]

(4) 電話加入権については、自動車電話加入権や携帯電話加入権がすでに非償却資産から減価償却資産に変更されていることもあり、同様の扱いとすること。

[耐震補強等に係る工事を実施した場合の優遇措置]

(5) 建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、特別償却または税額控除制度を設けること。

[法人税の延納]

(6) 不況時等における資金繰りに考慮し、昭和59年に財源対策等から廃止された法人税の延納制度を復活すること。

なお、その際併せて利子税率を軽減すること。

[申告書の提出期限]

(7) 会社法上の諸手続きを含めた決算事務を2か月以内に完了することが困難であるため、法人税の確定申告書の提出期限を事業年度終了後3か月以内（現行2か月以内）とすること。

3. 相続税・贈与税関係

[保険金・死亡退職金の非課税限度額]

(1) 保険金・死亡退職金の非課税限度額については、昭和63年度の改正で法定相続人一人当たり500万円とされたが、相当期間経過しているので、1,000万円に引き上げること。

[相続財産からの控除]

(2) 相続開始後に発生する相続に伴う費用（遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等）は、相続税の課税財産から控除すること。

[被相続人の保証債務の弁済]

(3) 相続後の一定期間内に保証債務の履行があり、その求償権の行使が不能の場合、更正の請求ができるようにすること。

[贈与税の配偶者控除]

(4) 贈与税における居住用不動産の配偶者控除額2,000万円は、昭和63年以来据え置かれているので、3,000万円に引き上げること。

4. 消費税関係

[消費税の確定申告書の提出期限]

(1) 消費税の確定申告書の提出期限は、前述の法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3か月以内（現行2か月以内）とすること。

なお、上記改正が行われるまでの間においても、法人税の申告期限の延長特例を受けている法人については、消費税についても申告期限の延長を認めること。

[消費税の届出書の提出期限]

(2) 消費税の各種届出書の提出は、消費税の申告・納付上、納税者にとって重要な事項であるが、その提出の失念により納税者が思わぬ不利益を被ることがあり、また、慎重な判断をする必要な場合もあることから、前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限（現行は課税期間の開始日の前日）まで延長すること。

5. 印紙税関係

[印紙税]

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、課税根拠が希薄化している。文書作成の有無による課税は公平性を欠くので廃止すること。

6. 地方税関係

[固定資産税の免税点]

(1) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に

引き上げること。

〔法人事業税〕

(2) 法人事業税について次のとおり改正すること。

①資本金1,000万円以上で3都道府県以上に事業所を有する法人の法人事業税については、所得金額別の標準税率が適用されず一律に9.6%の税率となっているが、この制度を廃止すること。

②二以上の地方自治体に事務所または事業所を有する法人の法人事業税・住民税の申告納税は、本店所在地において一括して行うことができるようにすること。

〔個人住民税〕

(3) 納入先市区町村が複数ある場合の個人住民税の特別徴収については、特別徴収義務者の事務の簡素化等に資するため、納入先市区町村別の明細書を添付することにより、当該事業所を所轄する市区町村において、一括納入ができるようにすること。

また、併せて地方税の申告書・納付書の規格、様式の統一を図ること。

〔欠損金繰戻し還付制度・延納制度〕

(4) 住民税・事業税についても、法人税と同様に欠損金繰戻し還付制度を創設すること。また、地方税にも延納制度を設けること。

〔償却資産〕

(5) 固定資産税のうち、償却資産の評価にあたっては、納税者の事務負担軽減の観点から、法人税の減価償却資産と連動させ、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。

Ⅱ. 通 達 関 係

1. 法人税関係

〔修繕費〕

(1) 資本的支出と修繕費の区分が不明確である場合の形式的区分基準について、修繕費としての認定の範囲を次のとおり改めること。

①修理・改良等に要した金額が100万円（現行60万円）に満たない場合

②修理・改良等に要した金額が取得価額のおおむね20%（現行10%）相当額以下である場合

〔借地権〕

(2) 相当の地代の認定基準概ね6%程度については、地代の収益状況および金利水準の変化に応じて見直しを行い、当面3%程度に引き下げること。

2. 相続税関係

〔取引相場のない株式の評価〕

(1) 類似業種比準方式の斟酌率を、中会社および大会社についても50%に引き下げること。

(2) 純資産価額方式による評価にあたっては、従業員退職金の期末要支給額の全額を負債として取り扱うこと。

<平成25年度税制改正に関するスローガン>

(総論)

待ったなし。国・地方とも聖域なき行財政改革の断行を！
活力ある経済社会の実現を目指し、抜本的な税制改革を！

(震災復興)

予算の迅速な執行など、万全な体制により震災地の早期復興を！

(所得税)

所得税は広く薄く負担を求め、努力した人が報われる税制の構築を！

(法人税)

わが国企業の国際競争力確保のためにも、さらなる法人税率の引き下げを！

(事業承継税制)

地域活性化・雇用確保に資するためにも、欧米並みの本格的な事業承継を！

(消費税)

増税だけに頼るのではなく、徹底した歳出削減の実施を！

(地方税)

地方分権の推進のため、三位一体改革の更なる徹底を！

(その他)

年金・医療・介護制度について改革を断行し、持続可能な社会保障制度の確立を！

税制改正に関する要望書提出

(衆議院議員宛要望書)

平成 24 年 11 月

衆議院議員	長 島 昭 久 様
同	山 花 郁 夫 様
同	櫛 漕 万 里 様

平成 25 年度税制改正に関する提言について

平素は格別のご高配にあずかり厚く御礼申し上げます。

本会は、「健全な経営、正しい納税、社会に貢献」をテーマに活動する経営者の団体であります。

さて、私ども法人会は、毎年税制改正に関し、政府・政党・関係省庁等に対して建設的な意見を提言しその実現を訴えており、本年も別添のとおり「平成 25 年度税制改正に関する提言書」のとおり取りまとめました。

つきましては、私どもの選挙区の代表である貴台に、この提言の実現のために格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

(市長・議長宛要望書)

平成 24 年 11 月

日野市長 様、多摩市長 様、稲城市長 様
日野市議会議長 様、多摩市議会議長 様、稲城市議会議長 様

平成 25 年度税制改正及び行財政改革に関する提言について

平素は格別のご高配にあずかり厚く御礼申し上げます。

本会は、「健全な経営、正しい納税、社会に貢献」をテーマに活動する経営者の団体であります。

さて、私ども法人会は、毎年税制改正に関し、政府・政党・関係省庁等に対して建設的な意見を提言しその実現を訴えており、本年も別添のとおり「平成 25 年度税制改正に関する提言書」のとおり取りまとめました。

平素は格別のご高配にあずかり厚く御礼申し上げます。

つきましては、要望の趣旨を十分にお汲み取りいただき、その実現に格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

平成 25 年度税制改正では、「成長と富の創出」の実現に向けた税制上の措置が講じられるとともに、「社会保障と税の一体改革」を着実に実施するため、所得税、資産税についても所要の措置が講じられます。

法人会では、「平成 25 年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、政府・政党・地方自治体に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、事業承継税制、交際費課税をはじめ、法人会の要望事項が広く改正に盛り込まれ、以下のとおり実現（または一部実現）する運びとなりました。

[法人課税]

1. 交際費課税

法人会提言 (交際費課税の見直し)	改 正 事 項
・ 損金不算入割合 10%の撤廃	中小法人の交際費課税の特例を拡充し、定額控除限度額を 600 万円から 800 万円に引き上げるとともに、10%の損金不算入措置が廃止されます。

2. 民間投資の喚起と雇用・所得の拡大

法人会提言 (経済活性化と中小企業対策)	改 正 事 項
・ 企業が将来に向けて活力を維持し、雇用確保などの社会的責任を果たすことができるような環境整備が必要であり、特に地域経済を担う中小企業の活性化に資する税制措置はかかせない。	(1) 国内の生産等設備投資額を一定以上増加させた場合にその生産等設備を構成する機械装置の取得価額の 30%の特別償却又は 3%の税額控除ができる制度が創設されます。 (2) 環境関連投資促進税制について、その適用期限を 2 年延長するとともに、即時償却の対象資産にコージェネレーション設備が追加されます。 (3) 研究開発税制の総額型の控除上限額を法人税額の 20%から 30%に引き上げるとともに、特別試験研究費の範囲に一定の共同研究等が追加されます。 (4) 労働分配（給与等支給）を一定以上増加させた場合、その増加額の 10%の税額控除を可能とする所得拡大促進税制が創設されます。

	(5) 雇用促進税制を拡充し、税額控除額が増加雇用者数一人当たり 20 万円から 40 万円に上げられます。 (6) 商業・サービス業及び農林水産業を営む中小企業等が経営改善に向けた設備投資を行う場合に 30% の特別償却又は 7 % の税額控除ができる制度が創設されます。
--	---

[資産課税]

1. 贈与税

法人会提言 (贈与税)	改 正 事 項
・ 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべき ・ 個人資産の世代間移転の促進 ・ 相続時精算課税制度の拡充	(1) 贈与税の税率構造について、最高税率を相続税の最高税率に合わせる一方で、子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造が緩和されます。(「参考」参照) (2) 相続時精算課税制度について、贈与者の年齢要件を 65 歳以上から 60 歳以上に引き下げ、受贈者に 20 歳以上である孫を加える拡充措置が講じられます。 (3) 子や孫に対する教育資金の一括贈与に係る贈与税について、子・孫ごとに 1,500 万円まで(学校等以外の者に支払われる金銭については 500 万円を限度)を非課税とする措置が創設されます。

2. 事業承継税制

法人会提言 (事業承継税制の拡充)	改 正 事 項
・ 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実 ・ 親族外への事業承継に対する措置	(1) 経済産業大臣による事前確認制度が廃止されます。また、相続税等の申告書、継続届出書等に係る添付書類のうち、一定のものについて提出を要しないこととなります。

	(2) 雇用確保要件について、「8割以上を毎年維持」から、5年間における常時従業員数の「平均が8割以上」に緩和されます。 (3) 贈与時において贈与者が認定会社の「役員でないこと」とする要件について、贈与時において当該会社の「代表権を有していない」ことに改められます。また、役員である贈与者が、認定会社から給与の支給等を受けた場合でも、納税猶予の取消事由に該当しないこととなります。 (4) 一定の要件を満たす場合には、株券の発行をしなくても納税猶予制度の適用が認められることとなります。 (5) 納税猶予税額の計算において、被相続人の債務及び葬式費用を相続税の課税価格から控除する場合には、非上場株式以外の財産の価額から控除されます。 (6) 納税猶予税額の全部又は一部を納付する場合の利子税は、年2.1%（現行）から年0.9%に引き下げられます。 また、経済産業大臣の認定期間（5年間）の経過後に納税猶予税額を納付する場合については、当該期間中の利子税は免除されることとなります。 (7) 民事再生計画の認可決定等があった場合には、その時点における株式等の価額に基づき納税猶予額を再計算し、当該再計算後の納税猶予額について納税猶予を継続する特例が創設されます。 (8) 後継者は先代経営者の親族であることとする要件が撤廃されます。
--	--

[個人所得課税]

1. 金融税制

法人会提言 (金融所得一体課税)	改正事項
・幅広い金融商品を対象にした金融 一体課税の制度拡充	金融所得課税の一体化が拡充(公社債等の 利子及び譲渡損失並びに上場株式等に係 る所得等の金融商品間の損益通算範囲の 拡大等)されます。

[復興支援のための税制上の措置]

法人会提言 (震災復興)	改正事項
・原発の対応を含めて、引き続き適 切な支援措置を講じる。	(1) 避難解除区域等における避難対象雇 用者等を雇用する場合の税額控除制度、 及び設備投資を行う場合の即時償却や 税額控除ができる制度について、新たに 避難解除区域等に進出する法人にも同 様の措置が適用されます。 (2) 東日本大震災に係る津波により甚大 な被害を受けた区域のうち、市町村長が 指定する区域における土地及び家屋に 係る固定資産税等の課税免除等が1年 延長されます。 (3) 高台移転を更に推進するため、一定の 要件を満たす防災集団移転促進事業で 行われる土地の買取りに係る譲渡所得 に対し、5,000万円の特別控除が創設さ れます。 (4) 東日本大震災の被災者が新たに再建 住宅を取得等する場合、住宅ローン減税 の最大控除額を他の地域よりさらに抜 本的にかさ上げし、600万円(現行360 万円)に引き上げられます。

【参考】贈与税の税率構造の見直しについて

＜20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合＞

現 行		改正後	
200万円以下の金額	10%	200万円以下の金額	10%
300万円 "	15%	400万円 "	15%
400万円 "	20%	600万円 "	20%
600万円 "	30%	1,000万円 "	30%
1,000万円 "	40%	1,500万円 "	40%
—		3,000万円 "	45%
1,000万円超の金額	50%	4,500万円 "	50%
—		4,500万円超の金額	55%

＜上記以外の場合＞

現 行		改正後	
200万円以下の金額	10%	200万円以下の金額	10%
300万円 "	15%	300万円 "	15%
400万円 "	20%	400万円 "	20%
600万円 "	30%	600万円 "	30%
1,000万円 "	40%	1,000万円 "	40%
—		1,500万円 "	45%
1,000万円超の金額	50%	3,000万円 "	50%
—		3,000万円超の金額	55%

全国大会への参加

事業名称		開催日	会 場	主な内容
			出席者	
1	第 29 回法人会 全国大会(北海道大会)	10 月 11 日	釧路市 市民文化会館	第 1 部 記念講演 地方の再生と日本の将来 講師 慶應義塾大学教授 片山 善博 氏 第 2 部 式 典 税制改正提言、租税教育活動 事例発表
			3 名	

全国青年の集いへの参加

事業名称		開催日	会 場	主な内容
			出席者	
1	第 26 回法人会全国 青年の集い「宮崎大会」	11 月 1 日	宮崎市民プラザ	青年部会連絡協議会 租税教育活動プレゼンテーション結果発表
			2 名	
		11 月 2 日	サンホテルフェニックス シーガイア コンベンションセンター 12 名	部会長サミット 基調講演、円卓会議 大会式典 記念講演 演題 夢をカタチに!新価値創造への挑戦 講師 ワタミグループ創業者 渡邊 美樹 氏

全国女性フォーラムへの参加

事業名称		開催日	会 場	主な内容
			出席者	
1	第 7 回法人会全国 女性フォーラム 「群馬大会」	4 月 12 日		

全法連・東法連税制委員セミナーへの参加

事業名称	開催日	会 場	主な内容
		出席者	
1 平成 25 年 税制セミナー (全法連主催)	2 月 19 日	ハイアットリー ジェンシー東京	第 1 講座 平成 25 年度税制改正について 講師 財務省大臣官房審議官
		萩生田税制委員長、	第 2 講座 法人税の課題 地方法人税を考える 講師 中央大学法科大学院教授 森信 茂樹 氏
2 「税を考える週間」 協賛 税制講演会 (東法連主催)	10 月 29 日	ホテルメトロポリタン エドモント	社会保障・税の一体改革の概要と その課題
		萩生田税制委員長、	講師 中央大学法科大学院教授 森信 茂樹 氏

4. 地域企業の健全な発展に資する事業

<本部関係>

事業名称

11	経営セミナー	7月12日	京王クラブ	ネットワークで結ぶ地域企業への支援 講師 多摩信用金庫価値創造事業部 法人支援担当調査役 大野 力 氏
			43名	
12	中小企業啓発普及 セミナー	11月26日	多摩アカデミーヒルズ	会計を経営に活かす 講師 中小企業診断士 平野 泰嗣 氏
			24名	

<部会関係>

事業会名称		開催日	会 場	主な内容
			出席者	
1	女性部会 報告会記念講演	5月18日	多摩アカデミーヒルズ	女性のからだところを知る ～アンチエイジングセミナー～ 講師 医学博士・医学ジャーナリスト 植田 美津江 氏
			39名	
2	源泉部会 報告会記念講演	4月23日	京王クラブ	危ない会社の見分け方 講師 AGS㈱法人事業本部担当マネージャー 加藤 陽一郎 氏

○普段着でCO₂をへらそう日野市環境フェアへの参加

平成 25 年 2 月 24 日 ひの煉瓦ホール・市民プラザ

大ホール 日野市立第三中学校吹奏楽部演奏（東京都中学校吹奏楽コンクール金賞獲得）
仮面ライダーショー

小ホール 測定器を使ってエコを体験しよう
環境活動・小学生による絵の展示
手作り太陽光発電装置の展示

＜地区・支部関係＞

事業名称		開催日	会 場
------	--	-----	-----

4	日野地区第3～5支部 合同会員交流ゴルフ大会	7月 5日	相武カントリークラブ
---	---------------------------	-------	------------

7. 会員の福利厚生等に資する事業

事業名称	
------	--

○各種福利厚生制度の現況

厚生制度受託会社

大同生命保険株式会社

○法人会簡易保険団体の現況

取扱局 日野郵便局、多摩郵便局

||
||
||

8. その他法人の目的を達成するための事業

<第2回通常総会>

＜常任理事会＞

開催日	主な議題	
-----	------	--

<正副会長会>

開催日

研修委員会 正副委員長会 6月12日	・今後の研修事業について	法人会事務局
		3名

